

東京都市計画道路 補助第 8 3 号線 (十条Ⅲ期)

事業概要及び測量説明会

令和 5 年 7 月 1 4 日 ・ 1 5 日



1

これより、東京都市計画道路補助第 8 3 号線の「事業概要及び測量説明会」を開催いたします。

今回ご説明する整備区間は、旧岩槻街道の環状第七号線から J R 埼京線の高架下までの区間になります。

具体的な整備区間は後ほどご説明いたします。

なお、本説明会におきましては、対象区間を「十条Ⅲ期区間」としてご説明いたします。

本日の説明項目

1. 補助第 83 号線の位置づけ
2. 十条Ⅲ期区間の整備概要
3. 十条Ⅲ期区間の整備により
生じる課題
4. 道路整備の流れ
5. 現況測量の実施

2

本日、ご説明する項目は、

1. 補助第 8 3 号線の位置づけ
2. 十条Ⅲ期区間の整備概要
3. 十条Ⅲ期区間の整備により生じる課題
4. 道路整備の流れ
5. 現況測量の実施

になります。

本日の説明項目

1. 補助第 83 号線の位置づけ
2. 十条Ⅲ期区間の整備概要
3. 十条Ⅲ期区間の整備により
生じる課題
4. 道路整備の流れ
5. 現況測量の実施

3

はじめに、補助第 8 3 号線の位置づけについてご説明いたします。

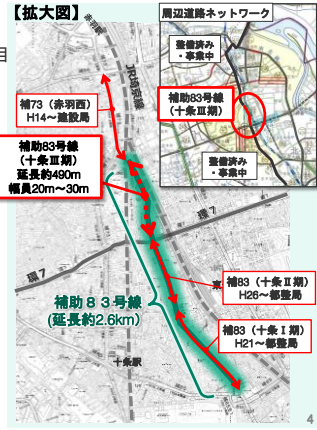
(1) 補助第83号線の位置づけ

【補助第83号線とは】

- 北区滝野川二丁目～北区赤羽西三丁目
- 延長約2.6kmの都市計画道路

【今回の対象区間（十条Ⅲ期）】

- 環状第7号線～JR埼京線高架下
- 延長約490m、幅員20～30m



補助第83号線は、北区滝野川二丁目から北区赤羽西三丁目に至る、延長約2.6キロメートルの都市計画道路です。

今回の説明で対象とする区間は、環状第7号線の北側から、JR埼京線の高架下までの、約490メートルの区間になります。

補助第83号線の整備状況につきましては、環状第7号線より南の区間で、2期に分けて事業が着手されています。

十条Ⅰ期区間の延長約640メートルが、平成21年度から、十条Ⅱ期区間の延長約410メートルが、平成26年度から事業着手されているほか、北側の補助第73号線（赤羽西）区間は整備がおおむね完了しています。

(1) 補助第83号線の位置づけ

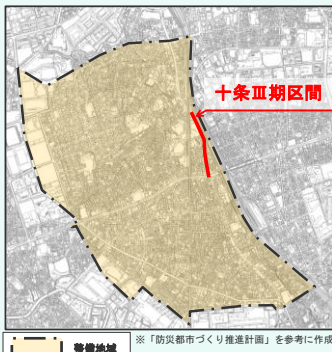
- 都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）
都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画（平成28年3月策定）



補助第83号線十条Ⅲ期区間は、平成28年3月に策定した都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線として位置づけられております。

(1) 補助第83号線の位置づけ

- 防災都市づくり推進計画における整備地域（十条・赤羽西地域）



【参考】
・防災都市づくり推進計画
東京都震災対策条例に基づき、震災の予防、震災が発生した場合の被害拡大の防止により、地震に強い防災都市づくりを推進していく計画
・整備地域
地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定されるため防災都市づくりに係る施策を展開する地域

※「防災都市づくり推進計画」を参考に作成

また、本区間は、「防災都市づくり推進計画」における整備地域内に位置しており、道路整備にあわせて沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断機能を向上させることとしております。

本日の説明項目

1. 補助第83号線の位置づけ
2. 十条Ⅲ期区間の整備概要
3. 十条Ⅲ期区間の整備により生じる課題
4. 道路整備の流れ
5. 現況測量の実施

7

続いて、十条Ⅲ期区間の整備概要についてご説明いたします。

(1) 現在抱えている課題



8

十条Ⅲ期区間の現状は歩道が狭く、すれ違いのために車道を歩いてしまったり、自転車が歩道を通行してしまったりすることもあり、歩行者の安全性の確保に課題があります。自転車通行空間もないため、自転車と車が混在しています。また、環状第7号線との交差点は右折車線がなく、渋滞が発生しています。

(2) 十条Ⅲ期区間の整備効果

① 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保

② 道路ネットワークの強化による交通の円滑化

③ 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出

④ 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行確保

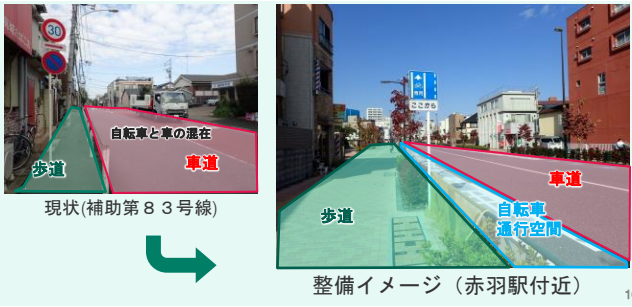
9

十条Ⅲ期区間を安全で快適な道路とし、現状抱えている課題解決にも資する道路としていくためには、次の視点での整備が必要と考えています。

- ①歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保
- ②道路ネットワークの強化による交通の円滑化
- ③電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出
- ④災害時の安全な避難路や緊急車両の通行確保

(3) 整備イメージ

- ① 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保
- ② 道路ネットワークの強化による交通の円滑化
- ③ 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出
- ④ 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行確保



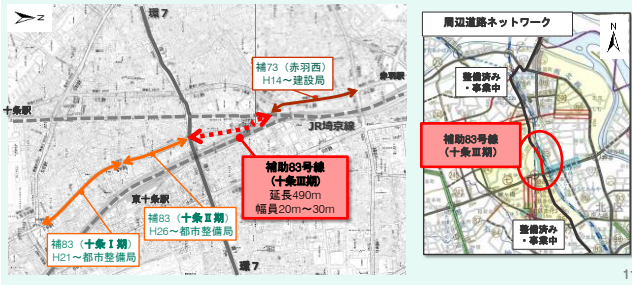
一つ目の視点は、「歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保」です。

広い歩道や自転車通行空間を整備することで、歩行者や自転車、自動車の通行を区分し、混在が解消されます。

また、歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間が確保されます。

(3) 整備イメージ

- ① 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保
- ② 道路ネットワークの強化による交通の円滑化
- ③ 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出
- ④ 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行確保



二つ目の視点は、「道路ネットワークの強化による交通の円滑化」です。

補助第83号線のうち、事業未着手区間となっている十条III期区間を整備することにより、広い歩道や自転車通行空間が確保され、十条I期・十条II期・北側の補助第73号線区間と連続することとなり、道路ネットワークの強化が図られます。

また、立体交差で計画されている環状第7号線との交差点は、暫定的に平面交差で拡幅整備し、交通環境の改善を図っていきます。

(3) 整備イメージ

- ① 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保
- ② 道路ネットワークの強化による交通の円滑化
- ③ 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出
- ④ 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行確保

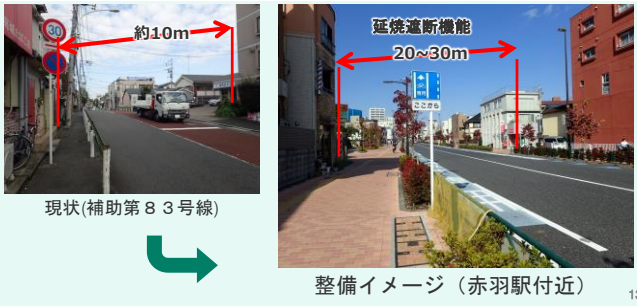


三つ目の視点は、「電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出」です。

無電柱化を行うことによって、電柱や電線類がなくなります。また、それにあわせ、植栽を整備することで、景観や歩行環境が向上します。

(3) 整備イメージ

- ① 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保
- ② 道路ネットワークの強化による交通の円滑化
- ③ 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出
- ④ 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行の確保

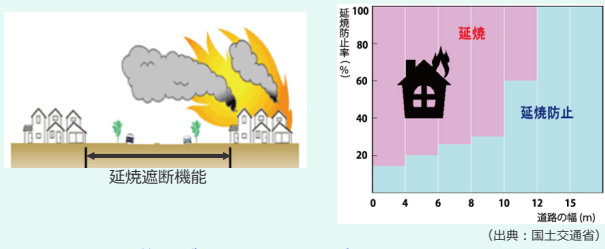


13

四つ目の視点は、「災害時の安全な避難路や緊急車両の通行の確保」です。
道路の拡幅や無電柱化により、災害時の避難路の確保や、緊急車両の通行性が向上します。

(3) 整備イメージ

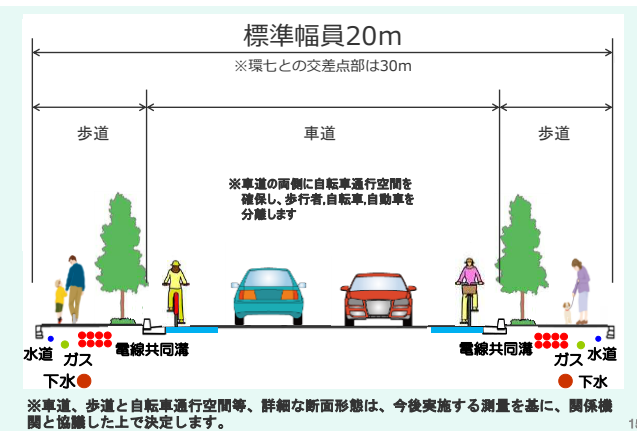
- ① 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保
- ② 道路ネットワークの強化による交通の円滑化
- ③ 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出
- ④ 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行の確保



14

また、左の図では、道路の延焼遮断機能のイメージを示しており、右のグラフでは、幅が広い道路ほど、延焼防止機能が向上することがわかります。

(4) 標準断面イメージ図



15

こちらは、十条III期区間の標準断面イメージ図です。
車道は現況と同じく片側1車線、両側に歩道と自転車通行空間を計画します。
なお、詳細な断面形態は、今後実施する測量をもとに、関係機関と協議した上で決定します。

本日の説明項目

1. 補助第83号線の位置づけ
2. 十条Ⅲ期区間の整備概要
- 3. 十条Ⅲ期区間の整備により
生じる課題**
4. 道路整備の流れ
5. 現況測量の実施

16

続いて、十条Ⅲ期区間の整備により生じる課題について、ご説明いたします。

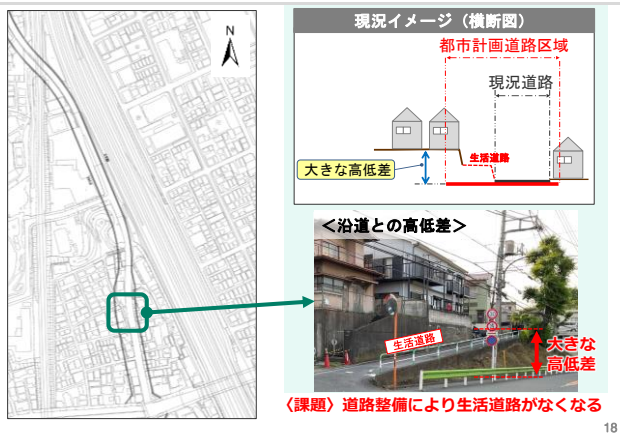
(1) 整備により生じる宅地との高低差の課題



17

十条Ⅲ期区間の特徴として、現在の都道と、西側の宅地に高低差があります。

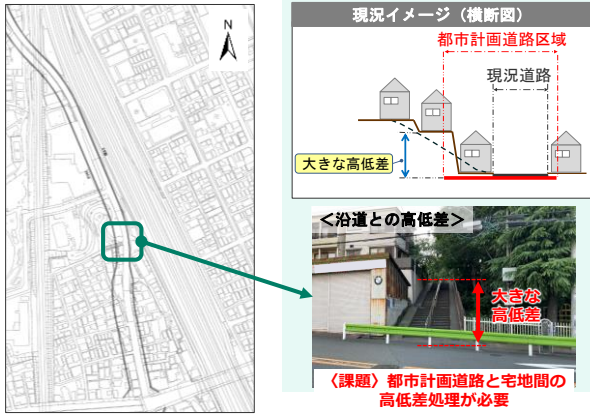
(1) 整備により生じる宅地との高低差の課題



18

環状第7号線の北側に行くにつれて、沿道との高低差が大きくなっていきます。また、右下の写真にある生活道路は都市計画道路の整備によりなくなります。

(1) 整備により生じる宅地との高低差の課題



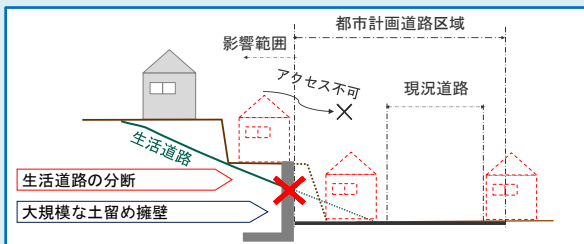
19

十条III期区間の八幡山児童遊園の階段付近では、沿道との高低差が最も大きくなっています。現況道路と沿道宅地との高低差が大きい場所では、現況イメージのとおり、都市計画道路の整備を行うことによって、道路と宅地間の高低差の処理が課題となります。

(2) 一般的な高低差処理のイメージ

① 都市計画道路整備 (生活道路分断)

- 都市計画道路と西側沿道宅地の高低差が大きくなるため、大規模な土留め擁壁の設置が必要
- ・このまま整備した場合、生活道路が都市計画道路に接続できず、これまでどおりの通行機能の確保が不可能
 - ・高低差により、沿道の建物から整備した道路への直接アクセスができないなど、沿道の土地利用が制限される



20

ここからは、当地区の課題を踏まえた高低差処理のイメージをお示しします。

はじめに、一般的な道路整備に伴う高低差処理のイメージについてご説明いたします。

都市計画道路を整備した場合、沿道の宅地が道路より高い場合は、図に示すような高低差が生じます。

この高低差を処理するためには、都市計画道路と沿道の宅地の間に、大規模な土留めの擁壁を設置する必要があります。

さらに、現況道路に接続していた生活道路が、都市計画道路の高さと合わなくなるために、途中で分断され、これまでどおりのアクセスができなくなってしまいます。

(2) 一般的な高低差処理のイメージ

都市計画道路に整備に伴い土留め擁壁の設置が想定される範囲



21

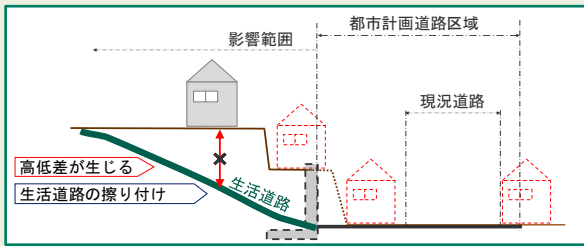
都市計画道路の整備に伴い土留め擁壁の設置が想定される範囲は黄色でお示ししている部分です。

(3) 生活道路を補助第83号線の高さに合わせて改修するイメージ

② 都市計画道路整備+生活道路擦り付け

生活道路を都市計画道路に擦り付けることで、これまでどおりの機能を維持することが可能
ただし... 既存宅地の地盤面と生活道路に高低差が生じる

生活道路にアクセスできない**新たな課題**が発生



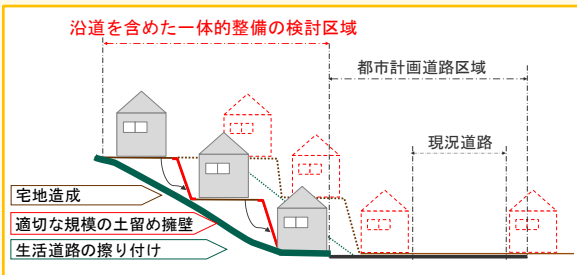
22

ここからは、生活道路を都市計画道路である補助第83号線の高さに合わせて改修するイメージについて、ご説明いたします。
生活道路を、都市計画道路に擦り付けることで、これまでどおりの機能を維持することが可能となります。
ただし、この場合も、既存宅地の地盤面と生活道路に高低差が生じ、アクセスできない、新たな課題が発生します。

(4) 高低差処理による沿道整備のイメージ

③ 都市計画道路整備+生活道路擦り付け (その2)

- ・生活道路の擦り付け
- ・適切な規模の土留め擁壁整備、宅地造成による住宅へのアクセス機能の確保
- ・あわせて、沿道を含めた一体的整備を検討



23

このような課題を解決するためには、生活道路を都市計画道路に適切な勾配で擦り付けます。
擦り付けにより生じた、生活道路と宅盤の高低差を解消するために、適切な規模の土留め擁壁の整備と宅地造成により、住宅へのアクセス機能を確保することができます。
このような、沿道を含めた一体的な整備の方法も考えられます。

(5) 沿道の課題解決についての進め方

(本日)

事業概要及び
測量説明会



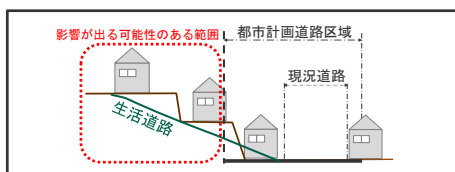
(今後) 影響の出る可能性がある方

高低差処理方法
説明

意見交換等

事業手法(案)
説明

※対象の方には東京都より別途ご連絡いたします

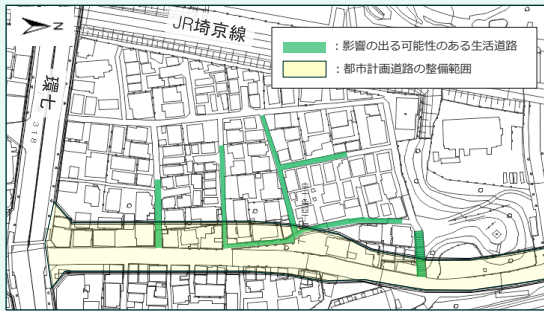


24

このため、都市計画道路区域外にお住まいで、影響が出る可能性のある権利者の方を対象に、住宅へのアクセス機能の確保、高低差処理に伴う、沿道の整備方法や事業手法についてご説明する機会を設けさせていただくとともに、話し合いをしながら、進めていきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

(5) 沿道の課題解決についての進め方

※生活道路を勾配8%で擦り付けた場合を想定
(現在の勾配は最大で13%程度)



25

図でお示ししている緑の部分は、都市計画道路に擦り付けることで、影響の出る可能性のある生活道路を表しています。

なお、勾配8%で生活道路を擦り付けた場合を想定しています。

また、黄色でお示ししている部分は、都市計画道路の整備範囲を表しています。

本日の説明項目

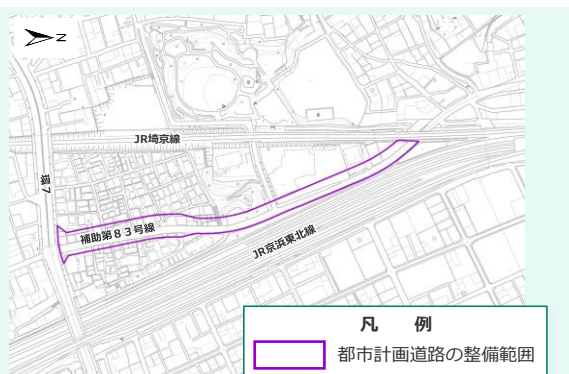
1. 補助第83号線の位置づけ
2. 十条Ⅲ期区間の整備概要
3. 十条Ⅲ期区間の整備により生じる課題
4. 道路整備の流れ
5. 現況測量の実施

26

続いて、道路整備の流れをご説明いたします。

(1) 道路整備の流れ

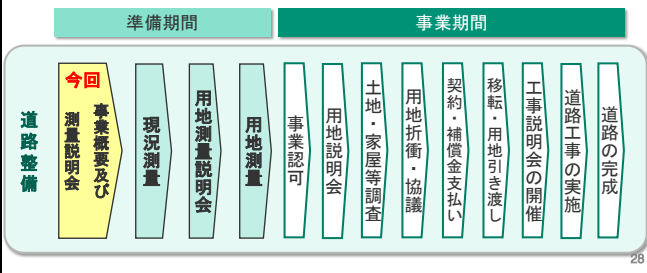
都市計画道路の整備範囲



27

この図は、都市計画道路補助第83号線の整備範囲を表しています。

(1) 道路整備の流れ



28

都市計画道路を整備する場合の、一般的な流れをご説明いたします。

道路整備にあたっては、準備期間と事業期間の、大きく2つの段階に分けられます。

準備期間は、皆様のご協力をいただきながら、測量作業などを進めてまいります。

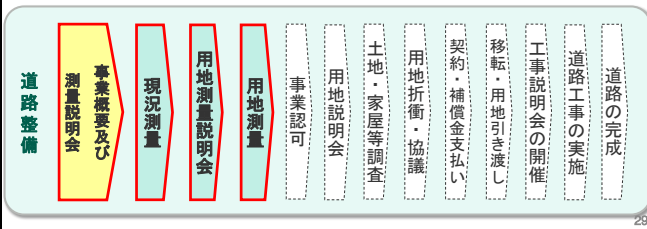
その後の事業期間は、事業認可を取得して、用地の取得や工事などを行います。

(1) 道路整備の流れ

測量説明会の開催



測量の実施



29

準備期間に相当するのが、赤枠で表示している部分です。

準備期間では、まず現況測量を実施します。

現況測量では、補助第83号線周辺の道路や、建物の位置などを測量し、地形図を作成します。

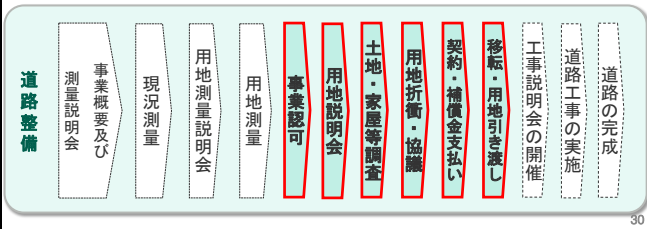
その後、用地取得が必要な土地の面積を確定するために、用地測量を行います。

(1) 道路整備の流れ

用地説明会の開催



移転・用地引き渡し



30

測量が完了すると、事業を行うための手続きを行います。道路整備に必要な用地を取得するため、用地説明会を開催して、一般的な補償の考え方などを、ご説明させていただきます。

その後、権利者の方々と協議をさせていただき、建物等の物件移転や、土地の調査を実施し、その結果をもとに、個々の権利者の方と協議をさせていただきます。

そして、補償等の契約を取り交わして、用地取得、物件移転を行います。

(1) 道路整備の流れ

工事説明会の開催



道路の完成



道路整備

測量説明会

事業概要及び

現況測量

用地測量説明会

用地測量

事業認可

用地説明会

土地・家屋等調査

用地折衝・協議

契約・補償金支払い

移転・用地引き渡し

工事説明会の開催

道路工事の実施

道路の完成

31

用地の取得・物件の移転が終わりましたら、工事を実施します。

工事の着手にあたっては、沿道の皆様を対象に、工事説明会を開催し、工事の内容や期間等について、ご説明いたします。

工事が完了することによって、都市計画道路としての整備が完了します。

本日の説明項目

1. 補助第83号線の位置づけ
2. 十条Ⅲ期区間の整備概要
3. 十条Ⅲ期区間の整備により生じる課題
4. 道路整備の流れ
5. 現況測量の実施

32

最後に、補助第83号線の整備にあたり、今回実施を予定している、現況測量について、ご説明いたします。

(1) 現況測量とは

都市計画道路の予定区域と周辺の建物、樹木、塀及び道路等の位置や形状を測量



都市計画線の位置を明らかにする

33

現況測量とは、都市計画道路の予定区域と周辺の建物、樹木、塀及び道路等の位置や形状を測量し、都市計画線の位置を明らかにすることです。

(1) 現況測量とは

① 作業の流れ



34

現況測量は、ご覧のような流れで実施します。

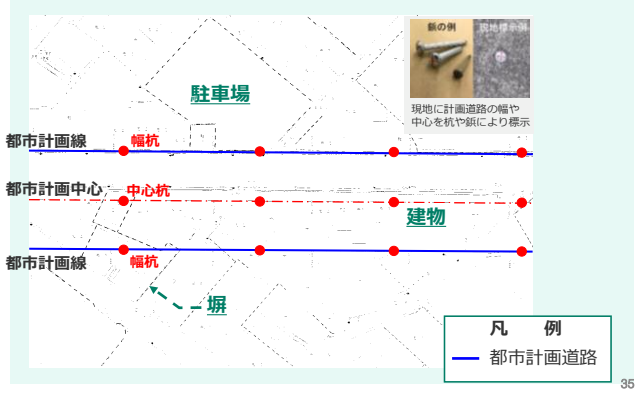
まず、現況測量の実施にあたり、基準点を設置します。基準点は通常、公道に設置しますが、今回は、私道にも設置させていただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

次に、道路や建物のほか、塀などの工作物も測量して、地形図を作成します。

その後、補助第83号線の道路の中心を示す中心杭と、道路全体の幅を示す幅杭を設置して、縦断方向と横断方向の高さを測量します。

(1) 現況測量とは

② 現況測量作業のイメージ



35

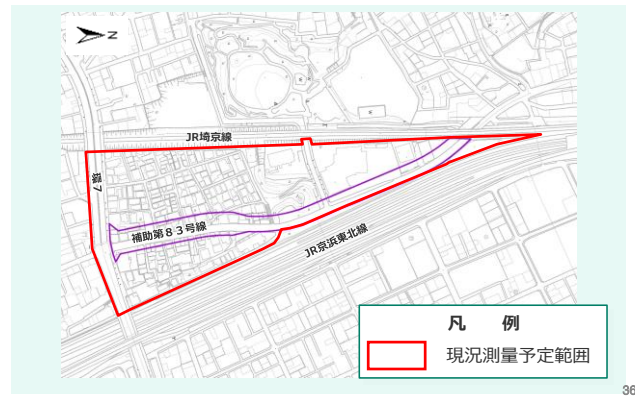
この図は、現況測量により、作成した図面の事例です。

例えば、宅地の部分については、建物の位置や形状のほか、塀や駐車場などの位置も表示します。そのため、敷地の中に入って測量を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、先ほどのスライドで説明した、中心杭と幅杭の設置イメージは、右上の写真のようになります。

(2) 現況測量予定範囲

③ 補助第83号線 測量予定範囲



36

今回実施する、現況測量の予定範囲について、ご説明いたします。

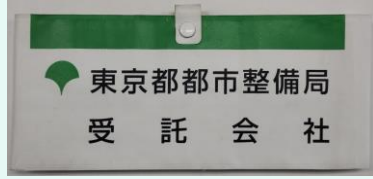
現況測量の予定範囲は、この図でお示しているように、環状第7号線から、JR埼京線の高架下までの間を含む、補助第83号線沿道の範囲を予定しています。

先ほどご説明したとおり、本区間は高低差処理の検討を行うため、都市計画道路区域外の沿道も含めて、線路や幹線道路といった、地形・地物で囲われた範囲を予定しています。

(3) 測量時の注意事項

測量時は身分証明書と腕章を携帯します

5-整事身張〇〇号
身分証明書
氏名 年 月 日生
勤務先 住所
上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。
記
1. 件名
2. 委託場所
3. 委託期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
令和 年 月 日
東京都第一市街地整備事務所 公印



37

今回実施する測量は、専門の測量会社に委託をして行います。

測量の実施予定時期については、今年8月頃から着手し、来年2月末までに完了したいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本区間は、東京都 第一市街地整備事務所が担当します。

東京都が委託契約を結んだ測量会社は、画面にあるような、東京都が発行する身分証明書を携帯し、腕章を着用します。

みなさまのご理解とご協力のほど、
よろしくお願いいたします。

東京都

この説明会資料で使用する図面は以下承認を得て作成したものである。
「(承認番号) 5 都市基街第11号、令和5年4月17日」
「この地図は、国土地理院長の承認(平29国認第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5 都市基交第218号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

38

これで、東京都市計画道路 補助第83号線(十条III期)の事業概要及び測量の説明を終わります。

みなさまのご理解と、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。